

「週休2日工事」試行要領 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(試行の対象)</p> <p>第3 週休2日工事の試行対象は、県土整備部が発注する全ての工事（港湾工事及び営繕工事は除く。）とし、土木一式工事（発注標準額：特A及びA）については、発注者指定型とする。ただし、災害時における応急工事など、週休2日を確保することが困難な工事は週休2日工事の対象外とすることができる。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(試行の対象)</p> <p>第3 週休2日工事の試行対象は、県土整備部が発注する全ての工事（港湾工事及び営繕工事は除く。）とし、土木一式工事、<u>舗装工事及び法面工事（「とび・土工・コンクリート工事」のうち、法面吹付工事、現場吹付法枠工事（簡易な吹付法枠工事（軽量法枠など）も含む）、アンカー工事、鉄筋挿入工事（鉄筋挿入工、ロックボルト工、鉄筋挿入による自然斜面補強土工事）、地滑り対策工事（集水・排水ボーリング工事、集水井工事、抑止杭工）、落石防止網工事（ネット、ワイヤー、ロープのいずれかを使用した柔構造の落石対策工法、高エネルギー吸収型落石防護柵）等のことをいう。）</u>については、発注者指定型とする。ただし、災害時における応急工事など、週休2日を確保することが困難な工事は週休2日工事の対象外とすることができる。</p> <p>2・3 [略]</p>

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日以降に予算執行何を行う工事から適用する。